

スポーツ振興くじ助成金に係る交付決定額の算定について

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成区分	スポーツ団体スポーツ活動助成
事業細目名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

令和 7 年度スポーツ振興くじ助成事業の審査結果は、以下のとおりです。

詳細については、同封の収支予算書等をご確認ください。

助成対象経費限度額	1,269,266 円
助成対象額	1,015,000 円
評価	A
配分割合	80%
交付決定額	812,000 円

※助成対象額は、助成対象経費限度額に助成割合を乗じて算出しています。ただし、助成事業者の申請内容（助成事業者の自己負担額が千円未満の場合等）によっては、助成割合を乗じた額にならない場合があります。

※評価については、『令和 7 年度スポーツ振興くじ助成金募集の手引』に記載の、「審査の視点」の各項目を点数化し、スポーツ振興事業助成審査委員会において審議された配分基準に基づく評価及び配分割合（当センターホームページをご参照ください。）により、交付決定額を算出しています。

なお、評価区分の表記について、令和 6 年度は「A（100%）・B（80%）」としておりましたが、令和 7 年度は「S（100%）・A（80%）」に変更しております。

評価 S：100%

評価 A：80%

評価ー：70% 申請 1 年目において前年度実績が乏しい団体

※個別の評価詳細については、お問い合わせをいただいてもお答えできませんので、予めご了承ください。

※助成金の確定額（事業終了後）を算出する際には、最終的な助成対象経費限度額に助成割合を乗じた額と、交付決定額のいずれか低い額を確定額とします。再度、上記配分割合を乗じることはありません。

令和7年度 収支予算書

団 体 名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事 業 細 目 名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事 業 名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

(収入) (単位：円)

科 目	金 額	内 容
く じ 助 成 金 収 入	812,000	助成割合：4/5
協 賛 金 収 入	0	
入 場 料 収 入	220,000	大人：2,200円／中高・小人：無料
参 加 料 収 入	0	
補助金・委託金等収入	0	
そ の 他 収 入	0	
自 己 負 担 金	349,390	
合 計	1,381,390	

(支出) (単位：円)

科 目	事業に要する経費	助 成 対 象 経 費			助成対象外経費
		助成対象 経費総額（A）	左記のうち、助成対象 経費限度額（B）	限度額との差 （A－B）	
諸 謝 金	83,524	75,000	75,000	0	8,524
旅 費	0	0	0	0	0
渡 航 費	0	0	0	0	0
滞 在 費	0	0	0	0	0
借 料 及 び 損 料	459,440	459,440	459,440	0	0
消 耗 品 費	28,800	0	0	0	28,800
ス ポ ー ツ 用 具 費	0	0	0	0	0
備 品 費	0	0	0	0	0
印 刷 製 本 費	353,100	322,300	322,300	0	30,800
通 信 運 搬 費	0	0	0	0	0
委 託 費	0	0	0	0	0
賃 金	0	0	0	0	0
会 議 費	0	0	0	0	0
雑 役 務 費	456,526	434,526	412,526	22,000	22,000
補 助 金 ・ 交 付 金	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0
合 計	1,381,390	1,291,266	1,269,266	22,000	90,124

C 1,269,266

経費内訳表

団 体 名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
事業細目名	スポーツ教室、スポーツ大会等開催(スポーツ)
事 業 名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦

No	科目	内容	合計 (a) + (b)	助成対象経費																助成対象外経費								備考	
				助成対象経費(A)									左記(A)のうち、助成対象経費限度額(B)																
				単価 (税込)	×	単位①	×	単位②	×	単位③	=	小計(a)	単価 (税込)	×	単位①	×	単位②	×	単位③	=	小計	単価 (税込)	×	単位①	×	単位②	×		単位③
1	諸謝金	ゲームドクター	41,764 円	6,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	37,500 円	6,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	37,500 円	4,264 円	×	1 人	×		×		=	4,264 円	
2	諸謝金	場内放送	8,352 円	1,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	7,500 円	1,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	7,500 円	852 円	×	1 人	×		×		=	852 円	
3	諸謝金	記録写真	8,352 円	1,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	7,500 円	1,250 円	×	6 時間	×	1 人	×	=	7,500 円	852 円	×	1 人	×		×		=	852 円	
4	諸謝金	動画配信	25,056 円	1,250 円	×	6 時間	×	3 人	×	=	22,500 円	1,250 円	×	6 時間	×	3 人	×	=	22,500 円	852 円	×	3 人	×		×		=	2,556 円	
5	借料及び損料	会場使用料／富士通スタジアム川崎	442,610 円	442,610 円	×	1 式	×		×	=	442,610 円	442,610 円	×	1 式	×		×	=	442,610 円	円	×		×		×		=	0 円	
6	借料及び損料	AEDレンタル	16,830 円	16,830 円	×	1 式	×		×	=	16,830 円	16,830 円	×	1 式	×		×	=	16,830 円	円	×		×		×		=	0 円	
7	消耗品費	大会役員及び運営スタッフ弁当	28,800 円	円	×		×		×	=	0 円	円	×		×		×	=	0 円	28,800 円	×	1 式	×		×		=	28,800 円	
8	印刷製本費	メインビジュアル製作費	165,000 円	165,000 円	×	1 式	×		×	=	165,000 円	165,000 円	×	式	×		×	=	165,000 円	円	×		×		×		=	0 円	
9	印刷製本費	チケット及び大会プログラム制作	188,100 円	157,300 円	×	1 式	×		×	=	157,300 円	157,300 円	×	式	×		×	=	157,300 円	30,800 円	×	1 式	×		×		=	30,800 円	チケット制作に係る費用は対象外
10	雑役務費	試合運営	266,002 円	266,002 円	×	1 式	×		×	=	266,002 円	266,002 円	×	式	×		×	=	266,002 円	円	×		×		×		=	0 円	
11	雑役務費	審判派遣	80,854 円	80,854 円	×	1 式	×		×	=	80,854 円	80,854 円	×	式	×		×	=	80,854 円	円	×		×		×		=	0 円	
12	雑役務費	顕彰記念品／チーム表彰	10,890 円	10,890 円	×	1 式	×		×	=	10,890 円	10,890 円	×	1 式	×		×	=	10,890 円	円	×		×		×		=	0 円	
13	雑役務費	顕彰記念品／個人表彰	26,180 円	26,180 円	×	1 式	×		×	=	26,180 円	26,180 円	×	1 式	×		×	=	26,180 円	円	×		×		×		=	0 円	
14	雑役務費	産業廃棄物収集運搬業務	66,000 円	44,000 円	×	1 式	×		×	=	44,000 円	22,000 円	×	1 式	×		×	=	22,000 円	22,000 円	×	1 式	×		×		=	22,000 円	他事業(日本中学生アメリカンフットボール選手権)を除外
15	雑役務費	振込手数料	6,600 円	6,600 円	×	1 式	×		×	=	6,600 円	6,600 円	×	1 式	×		×	=	6,600 円	円	×		×		×		=	0 円	概算費用
300	スポーツ用具費	助成対象経費 対象経費(A) × 30% 上限調整	0 円	円	×		×		×	=	0 円	円	×		×		×	=	0 円	円	×		×		×		=	0 円	
		合計	1,381,390 円							=	1,291,266 円							=	1,269,266 円							=	90,124 円		

【注意事項及び審査結果一覧】

助成事業者名	特定非営利活動法人東京都アメリカンフットボール協会
助成事業細目	スポーツ教室、スポーツ大会等開催（スポーツ）
事業名	東西中学生アメリカンフットボール交流戦 / 日本中学生アメリカンフットボール選手権

○交付決定金額及び交付決定時に助成対象経費とした経費は、予算・計画段階であることを考慮して算定しています。

○本審査結果は、事業実施後の助成金の交付をお約束するものではなく、助成事業状況報告及び実績報告において提出された書類を審査した上で、助成金額を確定します。

※審査を経て、助成金額が交付決定金額より大幅に減額となる場合があります。

○以下は、事業の実施に際しての主な留意事項や経費修正の内容を列記したものです。

助成事業者は、各事業の要件や助成対象経費の基準等に関して、「募集の手引」及び「会計処理の手引」の内容をご確認のうえ、事業を実施してください。

項目	内容	審査結果
共通		本事業で得た収入は全て計上してください。 なお、JSCの助成金額確定は、事業に係る収入・支出が完了した後になります。従って、助成金額確定前に他団体助成金等の収入についても全て確定する必要がありますので、予め留意し、計画的に事業を遂行してください。
共通		助成対象者が主催であることを、大会要項、ポスター、チラシ等において明記してください。 ※共催・後援・主管等である場合は、助成対象事業となりません。報告時に確認をします。
共通		共催団体（主催構成団体）へ支出する経費は助成対象経費となりません。
会計処理等について		法人として、会計ソフト等を活用し、日々の取引を記した総勘定元帳、現金出納帳を作成してください。助成事業に要する経費の経理は、当方が指定する収支簿の作成のほか、助成事業者である団体が作成する会計帳簿においても、助成事業以外の経理と明確に区分してください。 ※「区分」とは、例えば補助科目や部門を設けて事業を区分していることや、会計システム等で助成事業のみを抽出した補助元帳等を作成することが可能であることなどを指します。（会計処理の手引P4参照）
事業形態		助成対象者が行うべき業務（企画・立案・運営等）を営利法人等に委託する事業は助成対象事業となりません。企画・立案等の範囲には、前年度予算編成作業のみならず、大会開催までの運営計画、当日の運営体制の策定まで含まれます。また、企画競争入札であっても、「企画・立案等」は助成対象者が行い、事業の進捗等を助成対象者が把握する必要があります。助成事業者が事業全体を通して主体な役割を果たし、実施する事業でなければ助成対象となりませんので留意してください。
事業形態		学校単位での参加を対象とするもの又は学校教育活動（授業又は部活動等）若しくは保育活動の一環で実施する事業は助成対象事業となりません。報告時に要項等で再度確認します。
事業形態		スポーツ以外の事業・イベントに係る経費や、それらと切り分けられずに混在する経費は助成対象外経費とします。報告時に詳細を確認します。
借損料・スポーツ用具費・印刷製本費・通信運搬費・雑役務費など業者請負経費について		経済的観点及び価格の妥当性等の観点から、二人以上の者から見積書を徴収してください。また、報告時に請負契約内容の詳細（件名・単価・数量等）がわかる請求内訳書等を必ず提出してください。なお、100万円以上の請負契約を行う場合は、報告時に契約書の写し又は請書（受注書）・完了報告書・検査調書を提出してください。 ※報告時に請求内訳書等を確認した結果、助成対象とできない業務を請け負わせている場合は、対象外経費となります。
諸謝金		謝金を支給するに当たっては、あらかじめ、助成事業者において労務の内容等に応じて謝金の額を機関決定（謝金支給規程を作成）しておく必要があります。
旅費		旅費を支給するに当たっては、あらかじめ、助成事業者において旅費の支給規定を機関決定（旅費支給規程を作成）しておく必要があります。
雑役務費		ライブ配信に係る経費や記録写真は、報告時に詳細を確認し、助成対象経費とするか判断いたします。
印刷製本費		チケット制作に係る費用は対象外となります。